
○議長（渡辺文彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時 5分）

◇ 田 中 道 源 君

○議長（藤井要君） 一般質問を続けます。

通告順位 5 番、田中道源君。

（1 番 田中道源君 登壇）

○1 番（田中道源君） 通告によりまして、壇上より一般質問させていただきます。

先月松崎町商工会の総会に出席させていただきました。新しく就任されました関会長は、ご挨拶の中で当局と議会は車の前輪である。商工業者が後輪であるとおっしゃってありました。この言葉は、この場にいる私たちのなすべきことが、何なのか。改めて認識するとともに、松崎町に住む方々の切実な願いであると感じました。当局と議会がしっかりと議論し町の指針を定め、さらに生業を元気に営むことで、松崎町という車は前に進んでいくものと信じます。

さて、今回は、森林整備についてと、副町長不在についての2点について質問させていただきます。松崎町は面積の約84%が森林です。この森林をどのように整備していくのか、これは、将来の松崎町にとって大きな課題です。町の皆様にも、関心を持っていただき林業従事者の事業継続につながることを期待しましてこの質問をしたいと思えます。

二つ目の副町長不在の件でございますが、これまで再三に渡りこの件に関しては、質問させていただきました。町長は4年の任期がそろそろ満了を迎えようとしておりますが、再度質問させていただきたいと思えます。

以上、壇上よりの質問とさせていただきます。

（町長 長嶋精一君 登壇）

○町長（長嶋精一君） 田中議員の質問にお答えします。

まず1「森林整備について」の1「森林整備の重要性をどのように考えているか。」と
いうことでございます。

回答いたします。

森林には、「山崩れの防止」や「水を蓄える」「地球温暖化の防止」などさまざまな公益的機能があり、その恩恵は町民に広く及ぶ共有財産となっています。

また、森林は河川を通じて海とつながっており「豊かな森林は豊かな海を育てる」とも言いますので、森林には豊かな漁場を支える機能も有していると考えております。

このため、これらの機能を持続的に発揮させていくためには、間伐などの森林整備を適切に行う必要があります。森林整備は、今後、町が発展していく上で大変重要なことであると認識しております。

同じく「森林整備について」の2つ目「今後の森林整備をどのように計画しているか。」、3つ目「これまでの民有林整備の実績は。」、4つ目「これまでの町有林整備の実績は。」どうかと言うことでございます。

回答いたします。

現在、町の森林面積は、約7,144haあり、町の総面積の約8割を森林が占めている状況です。

しかしながら、近年の社会経済状況の変化により、森林所有者による整備が困難な森林が増えて荒廃化が進む一方で、近年は集中豪雨の頻発により整備が行われていない森林では、土砂崩れを起こすなど、山地災害発生のリスクも高まってきています。

こうした状況の中、平成29年度に定めた「森林整備計画」に基づき、主に林業経営体により整備が進められております。また、現在、森林環境譲与税を活用して森林所有者に対して森林整備の意向調査を行っており、今後、それらの情報を取りまとめて林業経営体へ必要な情報を提供することで、より一層の森林整備を促進していきたいと考えております。

それから、これまでの間伐などの森林整備の状況ですが、平成18年度から令和2年度までの過去15年間で、民有林は補助金交付実績を見ますと約114ha、加えて県が実施している森づくり再生事業では約238haが整備されました。また、町有林につきましては約116haを整備したところあります。

今後とも、引き続き森林の荒廃化の抑止と森林の機能回復に努めていきたいと考えております。

次、大きな2つ目「副町長不在について」の1「例規審査委員会の委員長は副町長を充

てることとなっているが、現在委員長は誰が務めているのか。」2つ目「委員会はしっかり運営できているのか。」という質問でございます。

回答いたします。

例規審査委員会は、町の条例、規則、規程等の制定、改廃について審査するために設置され、現在各課から1名ずつ委員を依頼し、総務課が事務局となっております。設置規程第3条第2項により、委員長は副町長をもってあてるとありますが、現在副町長は不在でありますので、委員長も不在となっております。条例等の制定、改廃は、住民生活に関わるものであることから、必要の都度、実施しなければならず、委員長の不在を理由に、委員会が開催されないということはありません。なお、提出された条例等は、法制執務等の研修を受けた委員により、しっかりと審査を行っており、最終的には町長の決裁をもって決定することとなります。

「副町長不在について」の3つ目でございます。「副町長の選定の状況はどうか。」という事でございます。私は、副町長の必要性は十分認識しており、副町長の適任者を探し、何人かにもお願いもいたしました。が、了承はいただけませんでした。今後も、引き続き副町長の選定を進めていきたいと考えておりますが、現時点では、副町長不在の間は、職員の協力を得て務めていくことで考えております。

以上で田中議員の質問にお答えいたしました。

- 1番（田中 道源君） 一問一答でお願いします。
- 議長（渡辺 文彦君） 許可します。
- 1番（田中 道源君） それでは、質問をしていきたいと思っております。まず、あの森林整備の重要性について・・・重要性に関しては、しっかりと認識されているようでございまして、防災のことかん養のこと又、温暖化の事や共有財産であると、漁場も支えているというふうにとっても大事なことであるよということを認識されているという風に伺いました。それで、もちろん、これは私もその通りだと思いますし、これは国や県もですね、今重視しております、我々から税金集めてですね。この国の森林を整備して行こうと言ういう流れになっているかということは、周知の事実かなと思います。そんな中でですね。先に、2番の「森林整備の今後のどのような対策を考えてるのか」の前にですね、これまでの実績の方を先に聞きたいなと思うんですけども、民有林の整備の実績はどうかという

ことで、先ほどこの過去 17 年間で 114ha 進んでいて、体森の力推進事業ですか、そちらの方が 238ha ということでございます。これがまあ具体的なことになるのかと思うんですけど、これというのは、計画が何年にいくつあって、向こう何年にやってくよとか言う、例えば 5 年計画のような・・・もしくは、10 年計画のようなものがあるのかどうか、それを教えていただけますでしょうか。

○産業建設課長（新田 徳彦君） ただいま民有林の整備の関係でご質問ございました。先ほど町長がお答えしましたとおりですね、民有林の整備につきましては、平成 18 年度から過去 15 年間ですね。林業経営体で補助金交付を受けたものが 114ha、県が森づくり再生事業という事業でやってるのが 238ha の整備が行われてきております。この補助金交付を受けてる方の民有林の整備につきましてはですね、あらかじめ 5 年間の森林経営計画というのを・・・町の整備計画に照らし合わせて申請がまいります。それを町が認定をして、それに基づいて林業経営体・・・林業事業者ですねが整備を進めていくというような流れでございまして、で、それに基づいて補助金をいただいたりする中でですね、ま、最近では毎年のようにですね民有林整備の方は行われておりますけれども、事業は進められているということでご理解いただきたいと思います。

○1 番（田中 道源君） いま 5 年ごとに計画ができていて、で、しかも業者さんの方から計画が上がってきてということなんですけれども、ここ、今年度ですね、上がってきている計画が何本・・・どのくらいあるのか教えていただけますか。

○産業建設課長（新田 徳彦君） 本年度の当初予算で計上されているのがですね、2 つの林業事業体から間伐事業の予定が出されております。場所は、小杉原他で 6.5ha。それからもう一つが船田で 0.84ha ということで、ま、2 つの事業者からですね一応申請が来る予定となっております。

○1 番（田中 道源君） えっと、その今申請が来ているということでありましたが、これ、去年ですね。小林議員が 9 月の時に定例議会にて、町内でどういう風に進んでるのかって質問されてたかと思います。そこでの答えとして、町内 7.24ha の間伐事業が予定されていて・・・よってという話だったと思うんですけども、今の事業ってのそこに含まれておりますか。

○産業建設課長（新田 徳彦君） えーと、今申し上げましたのは、あくまでも令和 3 年度・・・本年度予算の事業内容でございます。

- 1番(田中 道源君) そうしますと、5年間の計画という中での位置づけとして、去年の7.24haはあ別個にあるって話なんでしょうか。それとも計画の中の、それぞれの部分なのか。これ全然違う話なのかっての教えていただけませんか。
- 産業建設課長(新田 徳彦君) あくまでも申請業者も年によって、出してくるところ出してこないところがございます。で、5年間の経営計画の中です、まあ、自分たちが予定しているところを5年間の中で進めているというような内容でございますので、昨年・・ちょっと今昨年どの業者がやったかっていうのが資料が無いんですけれども・・今年度やった業者と2年連続して同じ所の所も一部ありますし、そうで無いところも一部あるということでございます。
- 1番(田中 道源君) じゃちょっと質問変えますけれども、今のおっしゃってたのは経営計画の基づく整備なのか、それとも県からの補助金からなる森の力の整備事業なのか、どちらなのか教えていただけますか。
- 産業建設課長(新田 徳彦君) 今申し上げてますのは補助金等の実績、ま、決算から取った数字でございます。
- 1番(田中 道源君) えーっと、あの、いろいろあってややこしい事と思いますので、ちょっと整理させていただきますと、この補助金の制度って言うのは大きく3つあるんだそうです・・あります。一つは、県の方が主体となつてと言うか、先ほど説明のあった森の力整備授業というものがあつて、これはあの、採算会わなかったりとか、なんて言うんでしょうかね・・計画をするには、ちょっと適さないようなところを、これで進めていくっていうのに使われてるよう・・主に使われるような事業、これが森の力の事業です。で、二つ目が経営計画の支援事業と言うんでしょうか、そちらの方は、いろんな所有者がいますけども、その所有者の方々を一括りにして、このエリアって言うのかたちで5年計画とかって言うような進めていくやり方になります。この違いというのは、5年計画のエリアでやる・・この経営計画の方ですと、切った木を搬出して売ったりすることができるんだそうです。で、先ほど森の力の方はあくまで伐採だけに留まるものですから、その切り出した木を搬出するって事は出来ないと・・。え、まあ切りっぱなしということになりますね。これが大きく違いとしてあります。で、もう一個大きな違いとしましては、森の力の方でやってしまうと、10年間はその地区っていうのを他の・・要は、経営計画の部分に当てられるなつてことで変えることはできないですよ・・10年間。で、その

一方、この経営計画の方は、ある程度まとまったところでやってくもんで、ややもすると、この森の力をやってるところが虫食い状態にいっぱいあるもんで、本当は搬出したりでき・・・やりたいのになつていうところができなかつたりするような事があるようです。ま、これは細かい話になりますので、私も今回勉強して知ったことではありますけど、町の人もちろんわからないと思いますし、結構職員の方々もわからないことってあると思うんです。ですので、あえて言わせていただいでるんですけども、その、いわゆる補助金っていうだけでも3つあるんですが、3つ目がもう一個ありまして、そもそも所有者が誰なのか、どういうところに誰が持っているのかっていうのを調べること自体が結構大変なんですよね。で、その調べることに對しても補助金が出ると・・・それを活動交付金事業っていいんですけども、この3つを総称して補助金事業って行ってるのかと思うんです。で、そん中で実は・・・現状を申し上げさせていただきますと・・・ざつぱらんに言いますと、松崎町ですねこれに対する補助金の付き方っていうのが少ないっていうのが現状なのかなって思います。これもまた、ちょっと参考までにというか、皆さんが知っていただくためにちょっとお話しさせていただきますいなと思うんですけども、まだですね、補助金・・・この活動交付金事業っていうのが計画する段階の補助金の話にしますと、1 ha あたりですね国の方から 10,900 円つきます・・・あ、19,000 円ですね。19,000 円つきますして、それに各市町が・・・19,000 円っていうのの半分をつけると、要は 9,500 円ですね。例えば松崎で言うと松崎町が 9,500 円上乘せすると、県もそれにつけてくれる・・・同額を。そうしますと 1 ha あたりの単価というのが、松崎町が 1/4 つけることによって事業者としては、38,000 円ただけててですね、仕事がまあ補助金でやれるようになったことになります。現状ですね、ここの賀茂地区において、この事業費に補助金がついてるところは・・・ついてないのが松崎町と東伊豆町でございまして、今、他の西伊豆町や南伊豆町、下田市、河津町ってのは、この補助金 1/4 をつけてるもんですから、県の方も同じだけつけてくれて、実質事業者の補助・・・負担金ってのは、0 で進んでるっていう状況があります。ま、是非ですねここを・・・松崎町もそういう風にしていただけたらなつていうのが一つの提案なんですけど、いかがでしょうか。

- 産業建設課長（新田 徳彦君） あの、まずはじめにあの・・・県の森の力再生事業の関係でございましてはちょっと町を経由しないでそのまま直に行っているものですので、ちょっと詳細についてはわかりかねているところがございまして。

だ聞いておるのは、山間部の上流側については県の森の力再生事業でやっていると言うことでございます。で、我々の方が林業経営体の方にですね・・・が主になってやってもらっているのはそれよりももっと下流側の所をやっていると言うことでございますので、ま、今後そのところをですね、町としてどう民間の林業事業体が経営しやすくなるように支援していくかなって言うのが課題だなっという風に捉えております。

それからあの・・・補助金の関係でございます。今議員からご質問ございましたけれども、県の補助金交付要綱っていうのがありまして、今おっしゃられましたとおり、そういう・・・まあ例えば補助率がですね。1 ha19,000 円っていう話が出ましたけれども、これは、あの国が10/10 出すと・・・まるまる出すっていう時に・・・1 ha あたり 19,000 円出すそうです。ただこれは町が負担をしますと、今度国と・・・国が1/2、県が1/4 を出すということになると、ただ・・・ただしその補助金の交付単価が、19,000 円から倍の38,000 円に上がるそうです。そうなりますと事業量が増えるもんですから、良いよねっていうところがあるというのが今の状況なんですけれども。で、今あの・・・今議員からご指摘の通りですね、まあ、町が負担を出していないのは、賀茂郡内でも松崎町ともう一つの町だよというようなご指摘を受けました。これらにつきましてはですね、我々の方も、今までの・・・従来のやり方をそのまま踏襲してきたってところがあるものですので、これにつきましては、補助している町を見習いながらですね前向きに検討していきたいと考えています。

○1番(田中 道源君) ぜひですね。検討していただきたいなと思います。それで、補助金の種類が三つあるということで、最初にですね。え、最初というか先ほど私が言った、去年の9月の定例議会で小林議員の質問に対してっていうことに関して言うと、これがあの森の力再生事業についての補助金なのかなと思っております。で、そんな時のですね町長の答えというのが、町内で7.24haの間伐事業が予定されていてそのうち事業費の1/2は国から1/3が県から補助金が出ていて残りは事業者負担だという風な答えがありました。で、今後とも引き続き民間事業者への支援を続けていくという答弁が議事録に載っているんですけども、この事業に関して言いますと、事業費のうちですね1/2が県で・・・あ、1/2が国で1/3が県残りが事業者負担ってなると、町は何か予算的な負担ってしているんでしょうか。

○産業建設課長(新田 徳彦君) 町の負担はしてません。そのまま来たものを林業事業者のほうへ交付している・・・いわゆるトンネルで交付しているっていう事です。

- 1番(田中 道源君) はい、予算的なものは無いって言う中で、引き続き民間事業者への支援は続けていくっていう…。この「引き続きこの民間事業者への支援」っていうのは、どんな支援のことを計画されてるのか教えていただけますか。
- 産業建設課長(新田 徳彦君) 今あの申しましたように、今町の負担がないと言う状況だものですので、町が残りの金残額をですね、ま、国が1/2、県が1/3で、その残り残額をま、町が負担すればほぼあの…補助単価の方は交付金でまかなえて、林業事業者の方もより森林整理がしやすくなると思いますので、そういう方向にちょっと、今後考えていきたいなと思っております。
- 1番(田中 道源君) 今の**のですと、そちらの森の力再生事業に関しても協力していきたいよというようなお話かなと、課長からいただきましたが、これ町長どうですか。いまその補助金つけてくよっていう方向を教えていただいたんですけど、トップとして、その方向でこちらは信じて大丈夫でしょうか。
- 町長(長嶋精一君) 昨年実はね、その経営体の方から話があつて、検討するというふう考えておりました。したがって、今田中議員がはっきりと明確に依頼をしましたのでね、前向きに検討してまいります。
- 1番(田中 道源君) ぜひ前向きに検討していただきまして、3月の予算の所に上がってくるようなことを期待しております。で、今3つの補助金のうちの2つ上げているんですけども、実は経営計画の方にも補助金とがありまして、これも市町によって違うんです。で、これやはり市町によってまちまちなんですけれども…やはりつけてる所とつけてないところとございまして、現状松崎町では付いておりませんので、ここも併せてですね前向きに検討していただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。
- 議長(渡辺 文彦君) 町長お答えしますか。
- 産業建設課長(新田 徳彦君) え、森林経営計画の補助金の関係だと思えますけれども、こちらにつきましても同様にですね、施業ばかりで無く計画の方に関しましても同様の対応で考えていきたいなと考えております。
- 1番(田中 道源君) はい、いいお答えをいただけたかなと思っております。で、今民有地の…私有林で良いんですか…あ、民有林の方のお話させていただきましたけれども、ちょっと今度町有林の方の話をさせていただきたいなあって思います。
- 町有林の方の整備というのが、この15年間で116haということなんですけれども、え、

7, 144ha ある森林の中の町有林っていうのは、どのくらいの量がありまして、この 116ha ずつ行ったら、何年ぐらいで一通り終わるのか。ちょっと教えていただけますでしょうか。

○総務課長（高橋 良延君） 町有林の面積につきましては、決算の財産台帳に載っていると思いますけれども、約 180 町歩 180ha ですか・・・っていうことで、今町有林の面積というところでございます。

○1 番（田中 道源君） 今のお話ですと、この 15 年間で 180ha のうちの 116 っていうことで、2/3 ぐらいはカバーしてきたことになるかなと思うんですけど、あってますか。

○総務課長（高橋 良延君） 今 116ha、産業建設課の方で回答したのは、あの・・・私もちよほど産業建設課にいましたけれども、当時財産区・・・岩科財産区は町の直営林もございまして。その間伐の施業が約 5 年間ずっと間伐の作業を継続したと思いますけれども、主にはその財産区の直営の所の箇所かなというところでございます。

○1 番（田中 道源君） ちょっと質問を変えまして、町有林の中ですね、ま、財産区じゃない本当に町のもので、なんて言うんでしょう・・・そのまんま整備されていないような所って把握されてますでしょうか。

○総務課長（高橋 良延君） 町有林の現況調査というのは具体的に全町やってないというところがございますので、その現況把握はこれからの課題と言うことになるかと思えます。ただ町有林の中には、整備したところでは 21 世紀の森辺りですね。ああいったところはすでに 50ha くらいあるんですかね・・・整備されているというようなこともありますので・・・ま、全町調査についてはこれからの課題と言うことです。

○1 番（田中 道源君） はい、これはものすごい課題だと思います。で、そもそも森の・・・森林の整備というのは、防災の事がものすごい絡んでいますので、目処が立たないからほったらかしって訳にも行かないのかなって思えますので、今後の、これからの課題と言うことですから、今後の計画って言うのを詰めていただきたいなと思うんですけども・・・。実はですね、この森林整備計画というのも、最後の方ですね項目に、松崎町森林整備計画書の 5 その他森林の森林の整備のために必要な事項のうち第 6 その他必要な事項の 5 っていう・・・ちょっと長くて申し訳ないけど、公有林の整備に関する事項というのがあります。で、松崎町のこの整備計画には「特になし」と記載されているんですね。で、いつも隣の町のことってちょっと恐縮なんですけども、西伊豆町と同じ部分には、こういう風

に記されています。同じ部分なんですけど「西伊豆町有林については、繰り返しの間伐により整備することを基本とする。また木材の搬出が比較的容易な区域については、森林経営計画を作成し計画的な伐採・搬出により木材の有効活用を図る。」となっているんです。ここは、明らかにですね方向性が向こうははっきりと示されているなか、ちょっと・・・「特になし」っていう・・・それが、今の課題とまさにおっしゃるとおりなのかなあと思うんですけれども、今後、この町有林の整備に関して予算をつけて計画していくっていう具体的な考えてのはありますでしょうか。

○総務課長（高橋 良延君） 町有林ですので総務課の方でお答えいたしますが、まあ町有林 180 町歩ある中で、今 116ha が・・・程度の整備が進んだ。まあ、その他にということとは、やはり現況の調査をしてということで、ま、必要なところには必要な予算をつけて行くということで、決して松崎町の町有林の今の森林整備・・・間伐の管理等が遅れているとは思っておりません。進めてきたことは確かでありますので、それを更に今後進めていくということになると思います。

○1 番（田中 道源君） 確かにですね、西伊豆と松崎町で大きな違いとしては、町有林の広さも実は違いまして、西伊豆の方が広いってのはございますけども、それでもですね西伊豆の方は平成 29 年から令和 3 年までの 5 年間で 7,000 万以上の予算をつけて、約 40 ヘクタールの町有林の間伐が進んでいる・・・5 年間で 40 ですよ。ま、大体これ 3 倍すれば松崎の方の 116・・・そのぐらいなんだろうなと思うんですけれども・・・。5 年間で 7,000 万の予算つけて、やっとなら 40 ヘクタール進むっていう位のものだとしますと・・・これは一概にはね、良い場所・悪い場所ってあるでしょうから簡単には比較できませんけれども、それなりにお金を掛けないと、ここは進んでかない部分だと思います。ぜひその所に課題でありますし、今現状分かりもしないようなことだと思いますので、そういったところにこそ、森林譲与税で調査であったりっていうのができるかなと思うんですか。その考えは、いかがでしょうか。

○産業建設課長（新田 徳彦君） 森林環境譲与税の事がちょっと出ましたけれども、森林環境譲与税の対象となるのがですね、公有林では無くて私有林が対象になりますので、その所はすいません、誤解の無いようお願いいたします。

○1 番（田中 道源君） おっしゃるとおり。森林環境譲与税は民有林の方でしたので、ちょっとすいません。これは町の単費をつけなければいけない話でございますので・・・常に

ですね、松崎町はお金が無いってのは耳にしておる事でもありますし、私らもそういう認識しておりますけれども、ほったらかしてて良いところではございません。やっぱ防災の観点からしても大事になる前になんとかするために、要望の意味も込めてですね整理しないといけないと思いますので、ぜひ。この町有林への整備の予算ていうのを考えて頂きたいんですけども、それは、よろしく願いいたします。

え、ちょっとあの森林環境譲与税のことについてちょっと触れましたので、ちょっと、ここもうちょい行きたいなと思うんですけども、森林環境譲与税って言うのは、この算定の仕方がですね森林面積と人口、そして林業従事者の数によって額が決められるそうです。で、このうちの森林面積と人口っていうとそんなに大きく増やすことが難しいのかなあと思うんですけども、3のその林業従事者っていうのは増やせる可能性があるんだろうなあと思います。それで、ちょっとこのまとめと言いますか、今回この質問させていただく中で言いたいのは、森林事業ってのは現状ではやはり採算が合わない補助金事業だと思います。で、それをやっていく林業従事者って人に引き続き続けてっていただく・・仕事として続けてっていただくには、残念ながら独立採算でやってくれって訳にはいかなくてですね、補助金があつて初めてすむ部分があるのかなって思います。で、その中で賀茂郡下の中でも、方や隣町で1ha やると38,000円もらえるところが、我が町では19,000円ってなると、その業者さんとしても、まずは事業費として手厚くしてもらえるところからやりたいってのが、これはもう仕方のないことだと思います。なので、せめてですね、他の市町と同等ぐらいの色付けをしてあげないと、せっかくのこの町の業者さんが、町で育てかねないってことになりうるんじゃないかなと思いますので、是非この重要な点だと思いますから、しっかりと検討していただきたいなあと思います。一応前向きなお答え頂いてますので、ちょっとクドくなりますけどね、あえて2点確認をさせていただきたいと思いますが、この地域活動支援事業への補助金っていう以外にも、三つありますけど、補助金てのが付けていただける・・検討していただけるということが本当大丈夫かどうかの一点と、町有林の整備に予算をつける・・そっちの方の検討していただけるかどうか。この2点お答えいただけますでしょうか。

- 産業建設課長（新田 徳彦君） 補助金の関係につきましては、私の所は事業課でございます、財政部局ともちょっと話をしなければならいんですけども、近隣の市町がですね。そういった付け増しの補助やってるという状況がありますので、それを参考にです

ね、前向き一緒に考えております。

- 1番(田中 道源君) 町有林の方は一緒に考えてよろしいですか。
- 産業建設課長(新田 徳彦君) ま、一応事業課の立場から申し上げますと、やはり町有林いうよりもですね、必要などころにはやはりあの・・最初に町長が冒頭申し上げましたように、森林の重要性というはおわかりだと思いますので、それらの機能をですね今後末永く発揮させていくためにも必要などころには必要な予算をつけるというスタイル、それはもちろん変わらないで今後も続けて参りたいと考えております。
- 1番(田中 道源君) それでは、2番目の副町長不在の件についての質問に移りたいと思います。1番の例規審査委員会があり、委員長は副町長を持って充てることになっているんですけど、現在誰が仕切ってるのかっていう質問に対して、委員長は不在であるというお答えでございました。最終的には町長が決裁するんだという先ほど答弁だったと思うんですけども、これまでの前例というか・・踏襲で言いますと副町長に事故のある場合は、副町長が指名した人が委員長を務めるという事があったそうでございます。今は不在と言うことでございますので、その点は、あえておいてないのは指名されていないから不在なんだという認識であってますでしょうか。
- 総務課長(高橋 良延君) 設置規程がありますけれども、ここには、あの副町長不在の時には指名を持ってと言うことはございません。従いまして、今副町長が現に不在でありますので自動的に委員長不在ということになっております。
- 1番(田中 道源君) えー、じゃあ、ちょっとあの、同じようにですね。副町長が委員長を充てることとなっている委員会として建設工事等入札業者指名選考委員会ってのがありますけども、こちらの方も、やはり不在なんでしょうか。
- 総務課長(高橋 良延君) 副町長不在ですので、その指名委員会も不在ということでございます。
- 1番(田中 道源君) 委員長不在と言うことの委員会な訳ですけども、大事な・・どちらも大事な委員会なんですけども、委員長不在のままでこれしっかりと運営できてるといえるんでしょうか。いかがですか。
- 総務課長(高橋 良延君) 当然委員長が不在でありましても、議会の前にはこの例規審査委員会を開きまして、その条例とか、そういったもののチェックをしております。それで最終的な決定は町長の決裁ということですので、そのチェックについて、その各

課から1名ずつ委員を出しております。そうして我々総務課の方が事務局となっておりまして、そこでしっかり審査を行っておりますので、副町長は不在であっても委員会は開いてちゃんとしたチェックを行って議会等に出していると言うことでございます。

○1番(田中 道源君) ちょっと私が今の説明で勘違いしてたら申し訳ないんですけども、例規審査委員会や入札の選考委員会で委員長は不在けれども、課長達で揉んだ結果を最終的にその委員会での決裁を町長がして、町長のところに持ってくるっていうようなイメージであってますか。いわゆる町長がこれ諮問してくれと、みんなで揉んでくれて出した事を最終的にチェックするのが町長だっていう絵であってますか。

○総務課長(高橋 良延君) 実際が一番大本は各課です。各課のところでこういう条例を上げたいんだけどもと言うことで、いきなり町長のところに決裁を持ってくるのではなくて、例規審査委員会この審査を経てそれで最終的に町長が決裁のはんこを押して議会上げると言うことになっておりますので、あくまでも審査委員会ということは、審査する決定機関ではありませんで、審査するという機関であるということでご理解ください。

○1番(田中 道源君) それでは例えばですが、例規審査員会の中で、これ上手くないんじゃないか。これは、一度・・もう一度差し戻し、町長の方の方にもう1回揉んだ方がいいよっていう、場合、これは、どうなるんでしょうか。

○総務課長(高橋 良延君) 当然再起審査委員会の中でも、こういう条例の中の体裁が悪いあるいは、文言等々そういった修正があれば、各課の担当課の方に差し戻しをしまして、それで改めて出してもらって、それでもう一度例規審査委員会で審査をして、それが出来た時に最終的に町長の決裁を持って決定という事になります。

○1番(田中 道源君) もし副町長がいれば、副町長の名のもとに例規審査委員会っていう委員長の名のもとに、こちらの方は大丈夫とお墨付きというか、審査した結果大丈夫ですっていうことになるかと思うんですけど、委員長不在の場合、そこでの例規審査委員会を、その合ってるだのか、間違ってるだとか・・これは、誰が責任を負うんですか。

○総務課長(高橋 良延君) 例規審査委員会というのは、あくまでも政策を決めるとか、それを決定するという機関ではありませんので、その条例とか要項その内容が・・要するに条例を出した・・先ほど言いました文言ですとかちゃんと条例の規格にあっているかどうか、そういったことを例規の審査員委員会で判断して・・審査してあげてくるということでありまして、最終的に議案・・あの条例を出すとかそれは町長が最終的に決定

を下して判断する事でありますので、最終的に条例の中身とかそういうものは町長が出したと、提案したと言うことになります。

- 1番(田中 道源君) 町長もこの・・自分で上げてきた条文であり、それが正しいかどうかをチェックしてもらうために上げると思うんですけども、その・・延長でお願いします。

(はい)(渡辺 文彦議長)

例規審査委員会で、これ良いでしょうっていうのは、例えば多数決とかで決めているんですか。それとも最終的に誰がこれでいいでしょうっていうのも町長に持ってく際・・決裁もってく前の例規審査委員会ではこういう話でまとまりましたっていう話を持って行くんですか。

- 総務課長(高橋 良延君) 最終的に総務課の方で、そこ事務局やってますので、例規審査委員会でこういった内容ちょっと修正した内容とか、含めてそれは、例規審査委員会の総意を持ってということになります。それで、担当課の方に修正箇所については差し戻しをしましてそれで決裁の方に上げてもらうということになります。

- 1番(田中 道源君) まあ、それはしなくちゃいけない委員会だと思いますし、これなくちゃいけないところなんですけど・・そうですね・・委員長なしで不在でまんまきちゃってるから出来ないってことも言えないのは分かります。けれども、やはり副町長がいないがゆえに、委員長不在のまま、それでも例規審査委員会を通過してきましたってことがまかり通ってること自体に凄く違和感を感じますので、もしね、これがそれでもちゃんと機能してるんだって言うのであれば、そもそも副町長を委員長にする必要が、そもそもないんじゃないかなって思うんですよ。やはりそこに副町長当てる意味ってのはあると思いますので、やはり、ここはやっぱり当てなきゃいけないんだろうなってところなんだと思うんですけども、もう、これちょっと言っても、仕方ないので、この辺にしますが、相変わらず副町長の選任の声って上がってこないんですけども、町長、あれからどういう風に使われて、誰がいいんじゃないかと声かけたっていうのはありますか。教えていただけますか。副町長をどうやって、今選ぼうとしてるのか。

- 町長(長嶋精一君) 今継続して、適任者を探しております。去年の5月に高木さんを副町長に選んで、上程して否決されて、それから探しておったんですが、なかなか適任者がおらないというのが現実でございます。田中議員からは、議員になった直後ですか、ご

自分の知っている方、船田の方ですけれども、副町長としてどうだというような話がございました。議員から副町長としてどうだということは、口利きに当たりますからそれはいけないことであります。それで、いくら田中議員がこの人は良いといってもですね、私が決めるわけですから・・私にとって非常に力のある人間だということが大事であってね、だからそこんところは非常にシビアに選択をしております。

ただ・・良いですか・・

(○1番(田中 道源君) まだいうんですか・・もう良いですけど)

もう一言・・

(○1番(田中 道源君) 時間ももったいないんで・・)

町長副町長が・・もったいないなんていわないで・・副町長不在と私の給料を4年間半分にしたこと、約3,800万の・・

(○1番(田中 道源君) 関係ありますか、町長・・)

お金が節約できております・・

(○議長(渡辺 文彦君) 町長、町長)

関係あります。もうすぐ終わりますから。

(「関係ない話よした方が良いでしょう」)

(○1番(田中 道源君) 関係ないじゃないですか・・)

(○議長(渡辺 文彦君) 町長、町長、やめてください)

(「議長が止めてるんだからやめてください」)

(○議長(渡辺 文彦君) 町長、もうその辺で・・)

(○1番(田中 道源君) 3,000万円の下の関係ない・・)

(○町長(長嶋精一君) 財源が不足している中でそういうことが必要だと思っております。以上です)

○1番(田中 道源君) 先ほど船田の方の話ってありました。私がある時に提案、確かにいたしました。なぜかと言うと、その方はある大学の教授をされてて、当時の政府としてですね、地域おこし協力隊みたいなものの、いわゆる役場の職員に国であったり教育機関であったりから呼んでくる場合には、国の方で給料払ってくれるって制度があったんですね、その当時。ちょうどいい話じゃないかなってことで、確かに提案を致しました。だから、口利きっていう風にやるんだって甚だ心外なんですけれども、私なりにこの、今

副町長不在だな、でも、お金もないなって中で、いい方法あるんじゃないのっていうので、提案は確かにいたしました。で、さらに言いますと今の3,000万だかが浮くんだな。もしですね、副町長置かないことで、そのぶんの人件費が浮いているんだっていうことを本当に、本当にそう思っておっしゃってるんでありましたら、私はやはりこの長嶋町長に、今の町を任せることを不安ではないです。

(傍聴席より笑い声)

なぜ副長用がいるのかって事がわかっていなくて、組織の長をしていることを危ういと思います。今これまでのですね、一般質問の中で町長の決裁もらうときの行列ができているとか、これまでも危機管理のことで散々申し上げてきましたけども、町長1人ではできないことがあるから、それに変わる人を用意しようというのが副町長な訳でありまして、これはもう必要な経費です。副町長を置かないことのデメリットっていうのを何にも理解していないと思うんですね。それで部下の人たちにだけ、負担をしいて予算はかかってないんだっていう、そんなことをいう町長が今の松崎の町長だということを私は本当に恐ろしいことだと危惧いたします。

全然関係ない質問とはいえですね、そういう事をしちゃった・・・やっぱ感化できないなと思いますね。再三副町長のこといつてきましたけれども、副町長がないことが町の予算を助けてるなんていう発言をされる方にいつまでも任せることは、やっぱり非常に危ないなと思います。現に今町長がもし倒れたり不慮があった場合、事故があった場合どうするんですか。爆破予告の時にそういう時だったじゃないですか。実際なかったけども、あの爆破予告の時に町長がいなくて、それに代わる副町長もいなくて、で、組織として回るって言ってたその組織の人にも、情報が伝わってなくてですね。本当に、私は心配です。なので、これも再三これまで行ってきたことですから、今更、あれなんですけども、最後のまとめといたしまして、あと6ヶ月ぐらいではございますけども、一刻も、早く副町長を探して頂きたいと思いますし、それができないまま、鋭意努力したけどもできませんでした、なんていう終わり方をしないで頂きたいなと思っております。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

(○町長(長嶋精一君) 田中議員、田中議員・・・)

(○議長(渡辺 文彦君) 田中議員 答弁求めますか)

(○1番(田中 道源君) いや特に・・・)

(○町長(長嶋精一君) 答弁・・・ちょっと言わせてください)

(「終わりです。終わりです」)

(○議長(渡辺 文彦君) 町長・・・答弁は求めてませんので・・・)

(○1番(田中 道源君) 答弁いらぬです・・・)

(「終わらせてください」)

(○1番(田中 道源君) 私の終わってますので。答弁ありません・・・)

(○町長(長嶋精一君) 一方的じゃない・・・ちょっと言わせてよ・・・)

(「ダメダメ」)

(○議長(渡辺 文彦君) 発言者の方から答弁はいらぬとおっしゃってますもので・・・)

○議長(渡辺 文彦君) 以上で田中道源君の一般質問を終わります。
